札　幌　市

# 融雪施設設置資金
# 融資あっせん制度のご案内

この制度は、冬期間に玄関前等に堆積する雪を融雪機やロードヒーティングなどを設置して処理しようとする市民の皆様のために、札幌市と金融機関が協力して、その設置に要する資金を融資あっせんするものです。



札幌市建設局雪対策室計画課

## 融資を利用できる方（次のいずれの要件も備えている方）

### 個人融資

1　札幌市内に居住し、本人または本人の家族が所有する住宅（賃貸を含む）の敷地内に融雪施設（融雪槽・融雪機・ロードヒーティング）を設置する個人。
（注）ロードヒーティングを設置する場合、歩道部分については、融資対象から除外されます。
2　融資を受けるときの年齢が満20 歳以上で、返済終了時が満75 歳未満であること。
3　貸し付けた資金の償還について、十分な返済能力を有すること。
4　取扱金融機関が指定する保証の措置を講ずることができること（保証料など）。
5　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと。
6　設置工事は、当該年の 12 月末日までに完了すること。ただし、歩道を含むロードヒーティングの設置工事は、当該年の 11 月末までに完了すること（融資申し込みの前に、既に融雪施設の設置工事に着手し、または工事を完了している場合は、対象となりません。設置工事は必ず取扱金融機関からの融資決定があった後に着手してください）。

### 法人融資

1　札幌市内に居住し、店舗等を有し、原則として１年以上継続して同一の事業を営んでいる法人。
2　法人が有している事務所、店舗等が所在する敷地内に融雪施設（融雪槽・融雪機・ロードヒーティング）を設置すること。
（注）ロードヒーティングを設置する場合、歩道部分については、融資対象から除外されます。
3　貸し付けた資金の償還について、十分な返済能力を有すること。
4　取扱金融機関が指定する保証の措置を講ずることができること（保証協会など）。
5　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団でないこと。
6　設置工事は、当該年の12 月末日までに完了すること。ただし、歩道を含むロードヒーティングの設置工事は、当該年の11 月末までに完了すること（融資申し込みの前に、既に融雪施設の設置工事に着手し、または工事を完了している場合は、対象となりません。設置工事は必ず取扱金融機関からの融資決定があった後に着手してください）。
7　市税を滞納していないこと。

## 融資の対象機種等（次のいずれにも該当する機種）

1　対象機種は、敷地内に設置する融雪槽、融雪機またはロードヒーティングとする。
2　既存施設の入替工事も対象とする（熱源変更を伴う工事も含む。修理は対象外）。
3　融雪槽・融雪機、ロードヒーティングのいずれも、熱源（ガス、灯油、電気、地下水など）は問わないが、地中埋設型などの固定式であること。

## 融資の内容

### 個人融資

| | |
|---|---|
| 融資限度額 | 300万円（１万円単位）まで |
| 融資利率 | 無　利　子 |
| 保証措置及び保証料 | 金融機関の定めるところによる。<br>個人事業主の場合は必要に応じて北海道信用保証協会などの保証付とする。<br>（注）各取扱金融機関が定める保証料が加算されます。<br>詳細は金融機関にお問い合わせください。 |
| 保証人 | 取扱金融機関によっては、融資額により必要となる場合があります。 |
| 償還方法 | 元金均等の月賦返済（取扱金融機関によりボーナス併用および繰り上げ償還可） |
| 担保 | 無　担　保 |
| 償還期間 | 2 年、3 年、4 年、5 年のいずれか。 |

### 法人融資

| | |
|---|---|
| 融資限度額 | 一企業に対して300万円（１万円単位）まで |
| 融資利率 | 無　利　子 |
| 保証措置及び保証料 | 金融機関の定めるところによる。<br>必要に応じて北海道信用保証協会などの保証付とする。<br>（注）詳細は金融機関にお問い合わせください。 |
| 償還方法 | 元金均等の月賦返済（取扱金融機関により繰り上げ償還可） |
| 担保 | 金融機関の定めるところによる。 |
| 償還期間 | 2 年、3 年、4 年、5 年のいずれか。 |

（注）

- 融資は所定の手続きを経て融雪施設の設置が完了し、市が設置完了の確認を行った後に、金融機関が実行します。
- 主に法人融資について北海道信用保証協会などの保証付とする場合は、業歴、規模、業種が保証対象となること、今回の設備が事業用のものであることが必要です（住宅と併用の店舗、事務所等の場合及び同一敷地内に住宅がある場合は対象となりません）。詳細は金融機関にお問い合わせください。

## 申込書等配布場所

- 各区役所総務企画課広聴係
- 各区土木部維持管理課（各区土木センター内）
- 市役所雪対策室計画課（市役所８階）

## 申　込　受　付

| | 個　人　融　資 | 法　人　融　資 |
|---|---|---|
| 申込期間 | 11月末までの毎週月曜日～金曜日まで（祝日を除く）。ただし、融資枠に達ししだい、受付を締め切ります。なお、歩道部分のロードヒーティング工事を併せて施工する場合は、10月末まで。 | |
| 申込場所 | 取扱金融機関本店・各支店<br>市役所８階　雪対策室計画課<br>※金融機関へ申し込む場合は、本人が行ってください。<br>※市役所へ申し込む場合は、代理人でも可能です。ただし、後日、取扱金融機関からの連絡があり融資の手続きをする際には、申込者本人が金融機関の窓口に行く必要があります。 | 市役所８階　雪対策室計画課<br><br>※申し込みは、代理人でも可能です。ただし、後日、取扱金融機関からの連絡があり融資申し込みの手続きをする際には、申込者本人または責任者の方が金融機関の窓口に行く必要があります。 |
| 受付時間 | 【金融機関】<br>9：00～15：00<br><br>【市役所雪対策室計画課】<br>9：00～12：00<br>13：00～17：00 | 9：00～12：00<br>13：00～17：00 |

## 融資の実行

- 融資の実行は、完了届出書を札幌市に提出した月の翌月の15日（土曜・日曜・祝日に当たるときは、その翌日となる金融機関の営業日）に実施されます。

## 融資の償還（返済）

- 融資の償還（返済）は、融資が実施された月の翌月から開始し、毎月15日（土曜・日曜・祝日に当たるときは、その翌日となる金融機関の営業日）に口座から引き落とされます。

※　繰り上げ償還も同様の取り扱いとします。

## 申し込みに必要な書類

### 個人融資に必要な書類等

| 書類の名称 | 部数 | 備考 |
|---|---|---|
| ① 融資あっせん申込書 | 1 | ・申込用紙はパンフレットに添付。 |
| ② 設置予定機種の工事見積書 | 1 | ・内訳明細として、見積項目・数量・単価などが明記されているものに限ります（サンプル参考）。<br>・見積額は、**消費税込み**とします。 |
| ③ 設置位置図 | 1 | ・敷地内に設置する場所が明記してある図面。<br>・ロードヒーティングの場合は、施工平面図を提出してください。<br>・公共下水道に排水する場合は、設置工事を行う前に、別途本市事業推進部排水指導課に「排水設備設置等確認申請書」を提出し、確認を受けてください。 【7・8・9ページ参照】 |
| ④ 住民票 | 1 | ・原本を提出してください（写しは不可）。<br>・発行日から3カ月以内のもの。<br>・申込者本人のものだけで結構です。<br>（家族の分は必要ありません。） |
| ⑤ 申込者の所得証明書または源泉徴収票 | 1 | **【所得証明書については、次の事項に注意してください。】**<br>・原本を提出してください（写しは不可）。<br>・発行日から3カ月以内のもの。<br>・証明書は、市税事務所・市役所2階税の証明窓口、または最寄の区役所で交付しております。証明内容については、「収入金額（給与所得控除前の金額）」か、「所得金額」が記載されているもの。 |
| ⑥ 本人確認資料 | 1 | ・本人の写真が貼付されているもの（運転免許証等）。<br>※運転免許証等を所持していない場合は、各取扱金融機関にお問い合わせください。 |
| ⑦ 勤続年数確認証 | 1 | ・在職証明書等。<br>※無職、自営業の方は、各取扱金融機関にお問い合わせください。 |
| ⑧ 印鑑 | | ・口座登録に使用している印鑑。 |

※ また、場合によっては、上記以外の書類が取扱金融機関で必要になる場合があります。

### 融資の可否

取扱金融機関が申込者の返済能力について審査し、融資の可否を決定して本人に通知します。**なお、市の審査が通っても、金融機関では融資できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。**

※ 融資申し込みに係る一連の手続きの流れについては、12ページをご覧ください。

## 法人融資に必要な書類等

| 書類の名称 | 部数 | 備考 |
|---|---|---|
| ① 融資あっせん申込書 | 1 | ・申込用紙はパンフレットに添付。 |
| ② 設置予定機種の工事見積書 | 1 | ・内訳明細として、見積項目・数量・単価などが明記されているものに限ります（サンプル参考）。<br>・見積額は、**消費税込み**とします。 |
| ③ 設置位置図 | 1 | ・敷地内に設置する場所が明記してある図面。<br>・ロードヒーティングの場合は、施工平面図を提出してください。<br>・公共下水道に排水する場合は、設置工事を行う前に、別途本市事業推進部排水指導課に「排水設備設置等確認申請書」を提出し、確認を受けてください。 【7・8・9ページ参照】 |
| ④ 住民票 | 1 | ・代表者の方だけの住民票。<br>（家族の分は必要ありません。）<br>・原本を提出してください（写しは不可）。<br>・発行日から３カ月以内のもの。 |
| ⑤ 法人市民税の納税証明書 | 1 | ・発行日から３カ月以内のもの。<br>（市税事務所または市役所２階税の証明窓口で交付。） |
| ⑥ 定款 | 1 | ・写しを提出してください。 |
| ⑦ 現在事項全部証明書 | 1 | ・原本を提出してください（写しは不可）。<br>・証明書は、札幌法務局（北区北８条西２丁目第１合同庁舎 代表 TEL709-2311）で、発行されます。 |
| ⑧ 許認可などの写し | 1 | ・許認可が必要な事業の場合必要となります。 |
| ⑨ 設置箇所等の写真等 | 1 | ・申請住所と設置場所が異なる場合は、支店、営業所、店舗等の写真（○○会社△△支店等確認できるもの）と設置箇所の写真及びその位置関係が明記されている地図が必要となります。 |

※　上記必要書類は、札幌市のあっせんを受けるための書類です。場合によっては、上記以外の書類が取扱金融機関で必要になる場合があります。

## 融資の可否

取扱金融機関が申込者の返済能力について審査し、融資の可否を決定して本人に通知します。**なお、市の審査が通っても、金融機関では融資できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。**

※　融資申し込みに係る一連の手続きの流れについては、13ページをご覧ください。

## 取扱金融機関

| | |
|---|---|
| 銀　　行 | 北洋銀行・北海道銀行・北陸銀行の市内各店舗 |
| 労 働 金 庫 | 北海道労働金庫の市内各店舗 |
| 信 用 金 庫 | 旭川信用金庫・遠軽信用金庫・北海道信用金庫・空知信用金庫・苫小牧信用金庫・北門信用金庫・室蘭信用金庫・留萌信用金庫・稚内信用金庫の市内各店舗 |
| 信 用 組 合 | 北央信用組合・空知商工信用組合の市内各店舗 |
| 農業協同組合 | 札幌市農業協同組合 |

（注）北海道労働金庫及び札幌市農業協同組合では、法人融資を取り扱っていません。

## 審　　査

- 札幌市は、主に設置計画に関する審査と融資のあっせんおよび設置完了後の確認を行います。
- 取り扱い金融機関は、主に融資申し込みに対する申込者の返済能力について審査し、融資の可否を決定します。

## 決定について

- 金融機関から融資決定の通知がありましたら、設置工事を着工してください。
- 施工完了後 2 週間以内に、完了届出書（本市所定用紙）に施工前・施工中・施工後が確認できる写真、排水設備設置等確認書の写、施工業者が発行する請求書（本書）を添付し本市雪対策室計画課に提出してください（郵送可）。

  完了届出書は、このパンフレットに添付してあります。

※施工完了後 2 週間以内に完了届出書の提出がない場合、または、施工前・施工中・施工後の写真の添付がない等の不備があれば、融資が実行されない場合もあります。

## 注 意 事 項

- 虚偽の申請の場合は、融資のあっせん及び融資を取り消す場合があります。
- 申請は、同一工事に対して 1 回限りです。
- 設置箇所の土地所有が申請者でない場合は、その土地所有者の承諾を得ていることが融資条件となりますので、必ず申し込み以前に承諾を得てください。

  ※4 親等以上離れている場合は、土地使用承諾書（様式自由）を添付してください。
- この申請書のほか、金融機関のローン申込書等が必要となります。また、金融機関でのローン申し込みは、必ず本人が行く必要があります。
- 融資申し込みを辞退し、または融資金額・希望取扱金融機関・設置場所を変更する場合は、速やかに雪対策室計画課まで連絡してください。（申込書の訂正または、再提出していただくこととなります。）
- 連絡なく工事完了予定日を 60 日以上経過した場合は、融資を辞退したものとみなし、申し込みを取り消す場合があります。
- 不明の点があれば、雪対策室計画課（☎211-2682）までお問い合わせください。

## 工事にあたっての注意事項

- 融雪施設からの排水を公共下水道に接続する場合は、**排水設備指定工事業者**でなければ施工できませんので、ご注意ください。
- 排水設備設置等確認申請書を提出し確認を受ける際に、排水工事の施工者が**排水設備指定工事業者**であることが要件になります。

### 融雪槽・融雪機

- **公共下水道へ排水する場合は、施工前に必ず下）事業推進部排水指導課に「排水設備設置等確認申請書」を提出して、確認を受けてください。（既存の私設ますに接続する場合も同様です。）**接続先の公共ますは、分流式区域は『公共宅地雨水ます』、合流式区域は『公共汚水ます』となっています。【8・9ページ参照】

  **お問い合わせ先：札幌市下水道河川局事業推進部排水指導課排水指導係　☎818-3422**
  **札幌市豊平区豊平6条3丁目2-1（下水道河川局庁舎1階）**

  なお、分流式区域で公共宅地雨水ますがない場合は、申し込みにより『公共宅地雨水ます』を設置することが可能です。

  《公共宅地雨水ますの設置について》
  受　付　期　間：3月1日から10月15日までとなっています。
  設　置　時　期：公共ますの申込受付から、設置まで2カ月程度かかります。
  **お問い合わせ先：札幌市下水道河川局事業推進部排水指導課窓口調整担当係 ☎818-3462**
  **札幌市豊平区豊平6条3丁目2-1（下水道河川局庁舎1階　閲覧室）**

- 給水装置の新設・改造・修理等の水道工事については、札幌市水道局の指定給水装置工事事業者が施工することになっております。詳しくは、札幌市水道局給水課又は各配水管理事務所へご相談ください。

### ロードヒーティング

- 敷地内のロードヒーティング工事と併せて歩道部分も同時に施工する場合は、敷地内部分を融資対象とし、融資金額は、その設置に要する費用の面積按分となり、歩道部分については、融資の対象から除外されますのでご注意願います。

  この場合は、見積書は、敷地内と歩道の両方を含むものでも構いませんが、それぞれの施工面積を明記して提出してください。

※　**敷地内の雨水や融雪水処理は、原則として敷地内で処理することになっています。**
**冬期間、歩道上に融雪水が流出し、路面が凍結し歩行者が転倒するなどの事故につながるおそれや歩道が凍上し舗装が破損することがありますので、必ず敷地内で処理してください。**

- 歩道にロードヒーティングを設置する場合には、掘削、占用の手続きが必要です。詳しくは、施工前に各区土木部維持管理課へお問い合わせください。
- 宅地内の融雪水処理のために公共下水道を利用する場合は、下）事業推進部排水指導課に申請等が必要です。（上記の**【融雪槽・融雪機】**を参照）

札幌市下水道河川局
事業推進部排水指導課

# 宅地内に 融雪機 等を設置される方へ

（融雪機等とは、埋設型の融雪機・融雪槽およびロードヒーティングをいいます）

**排水設備を設置・改築する場合は、必ず下水道河川局の確認を受けてください。**

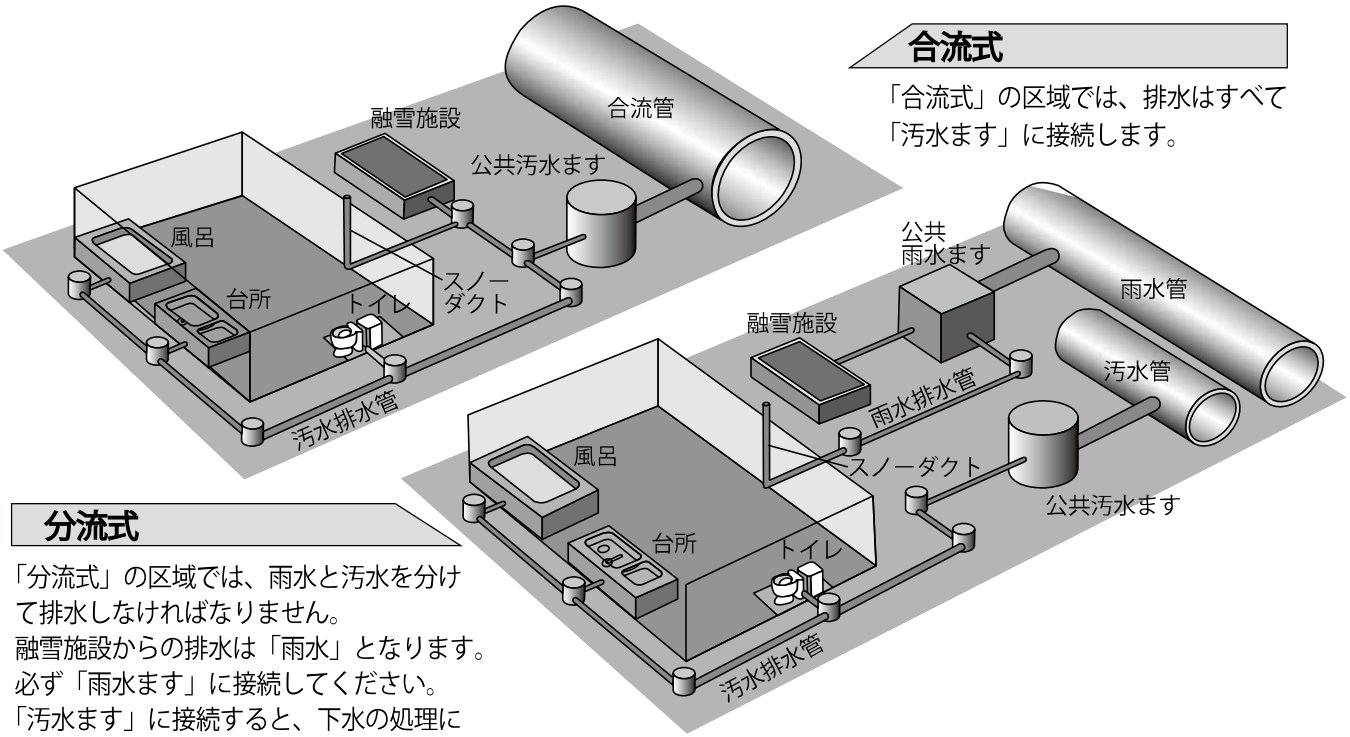


## 合流式

「合流式」の区域では、排水はすべて「汚水ます」に接続します。

## 分流式

「分流式」の区域では、雨水と汚水を分けて排水しなければなりません。
融雪施設からの排水は「雨水」となります。
必ず「雨水ます」に接続してください。
「汚水ます」に接続すると、下水の処理に支障をきたすことになります。

◆市街化調整区域は、汚水管のみの整備となっていますので、融雪施設からの排水は、下水道に流さずに浸透ます・側溝へ接続などして自己処理をしてください。

◆融雪施設からの排水に伴う公共ますの相談・申し込みにつきましては、下水道河川局事業推進部排水指導課窓口調整担当係（☎818-3462）にお問い合わせください。

### 分流式区域一覧（参考） 2026年1月時点

| | 区　　域 |
|---|---|
| 中央区 | 双子山2・3丁目の一部<br>宮の森1条14丁目～18丁目、2条15丁目～17丁目<br>3条13丁目の一部<br>円山西町1丁目～10丁目<br>宮ヶ丘3番地 |
| 北　区 | あいの里全域、南あいの里全域<br>拓北6条5丁目、7条5丁目の一部 |
| 東　区 | 東雁来13条3・4丁目（ただし一部は除く）<br>東雁来14条3・4丁目 |
| 白石区 | 栄通11丁目～14丁目の一部、15丁目～21丁目<br>南郷通15丁目南北～20丁目南北、21丁目南<br>本通15丁目南北～21丁目南北<br>流通センター全域<br>平和通15丁目南北～17丁目南北<br>北郷1条～4条11丁目～14丁目<br>川北全域<br>川下全域 |
| 南　区 | 全域〔ただし澄川4条1丁目、澄川4条2丁目の一部は除く〕 |
| 手稲区 | 富丘3条～5条2丁目〔ただし3条2丁目の一部は除く〕<br>稲穂5条2、3丁目、手稲山口の一部 |
| 厚別区 | 全域 |
| 清田区 | 全域 |

| | 区　　域 |
|---|---|
| 豊平区 | 平岸1条19丁目、20丁目の一部<br>5条14丁目、18、19丁目、<br>6条14丁目～17丁目、7条13丁目～19丁目、<br>8条12、13丁目<br>月寒中央通8丁目～11丁目<br>月寒西1条8丁目～11丁目、2条7丁目～10丁目<br>3条4丁目～10丁目、4、5条6丁目～10丁目<br>月寒東1条8丁目～20丁目、2条8丁目～20丁目<br>3条8丁目～11丁目、15丁目～19丁目、〔ただし<br>2条8、9丁目の一部と2条、3条10丁目は除く〕<br>4条9～11丁目、15丁目～19丁目、<br>5条11丁目～19丁目<br>西岡全域<br>福住全域 |
| 西　区 | 西野4、5条1丁目～7丁目、6～8条1丁目～9丁目、<br>9条3丁目～9丁目、10条6丁目～9丁目、<br>11条7丁目～9丁目、12～14条8丁目<br>福井全域<br>平和全域 |

※最新の情報は、札幌市ホームページをご覧ください。

# ―― 融雪機器にかかわる確認申請書図面の作成例 ――

確認申請書図面の作成例として、合流式区域における私設ます・公共汚水ます、分流式区域における私設雨水ます・公共宅地雨水ます、それぞれの接続方法の一例を示します。

- 作図は黒のボールペン等で記入してください。
- 管径、勾配、距離、ますの内径及び深さを明記してください。
- 融雪施設本体が泥溜構造になっている場合は、「泥溜付」と明記してください。

## 1. 合流式区域

（a）私設ますに接続の場合

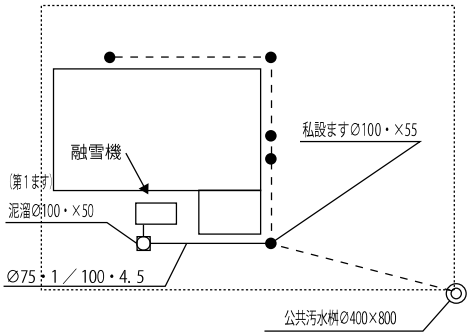


（b）公共汚水ますに接続の場合

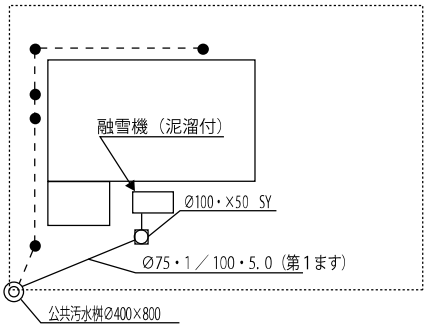


## 2. 分流式区域

（a）私設雨水ますに接続の場合

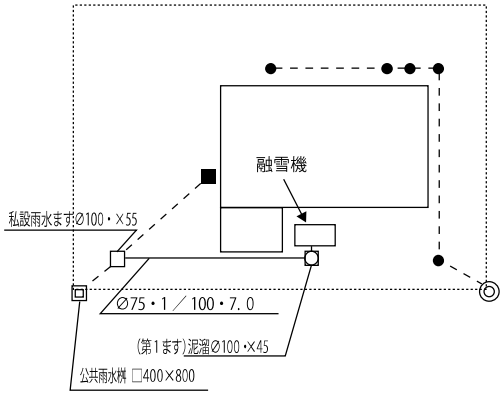


（b）公共宅地雨水ますに接続の場合

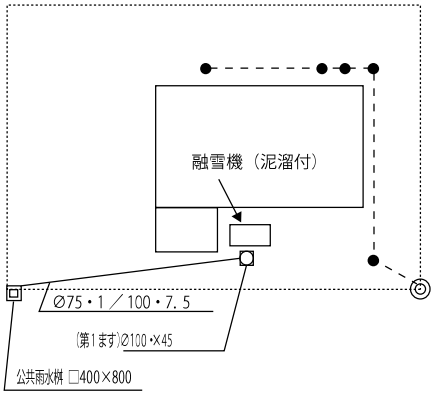


注意事項

※ 排水管を設置する場合に、屈曲部や合流部、管径の変わるところではますを設置してください。

※ 融雪施設本体に泥溜機能（深さ 15cm 以上で清掃が可能）を有しない機器の場合は、第１ますに泥溜構造のますを設置してください。

※ 融雪施設本体は、器具扱いとし、第１ます以降の配管口径は∅75mm 以上で、勾配は100分の１以上とします。

※ 平面図記載の詳細については、確認申請書の内面記載の注意事項を参照してください。

※ その他ご不明な点につきましては、排水指導課までお問い合わせください。

お問い合わせ先：札幌市下水道河川局事業推進部排水指導課（☎818-3422）

# 工事見積書サンプル

見積項目（例）

| | |
|---|---|
| 融 雪 槽 本 体 | 本体購入費 |
| 埋設据付工事費 | 材料費〈砂・砕石〉、堀削、埋め戻し、残土処理費など |
| 排水設備工事費 | 排水塩化ビニール管、継手類、ます、接続費、配管費など |
| 給湯設備工事費 | 鋼管、減圧弁など温水器関連 |
| 給油設備工事費 | 灯油などの配管工事など |
| 電 気 工 事 費 | 制御盤および配線取り付けなど電気設備関連 |
| 路面復旧工事費 | 現状復旧に要する費用 |
| 運 搬 費・経 費 | 設置箇所までの運搬費およびその他の経費 |

御　見　積　書

△年△月△日

○　○　○　○　様

×　×　×　株式会社　印

| 項　　目 | 数量 | 単価 | 金　　額 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 計 | | | |
| 消 費 税 | | | |
| 合　　計 | | | |

**設置　位置図について**

《融雪槽・融雪機設置工事参考図》

**参考図－1**

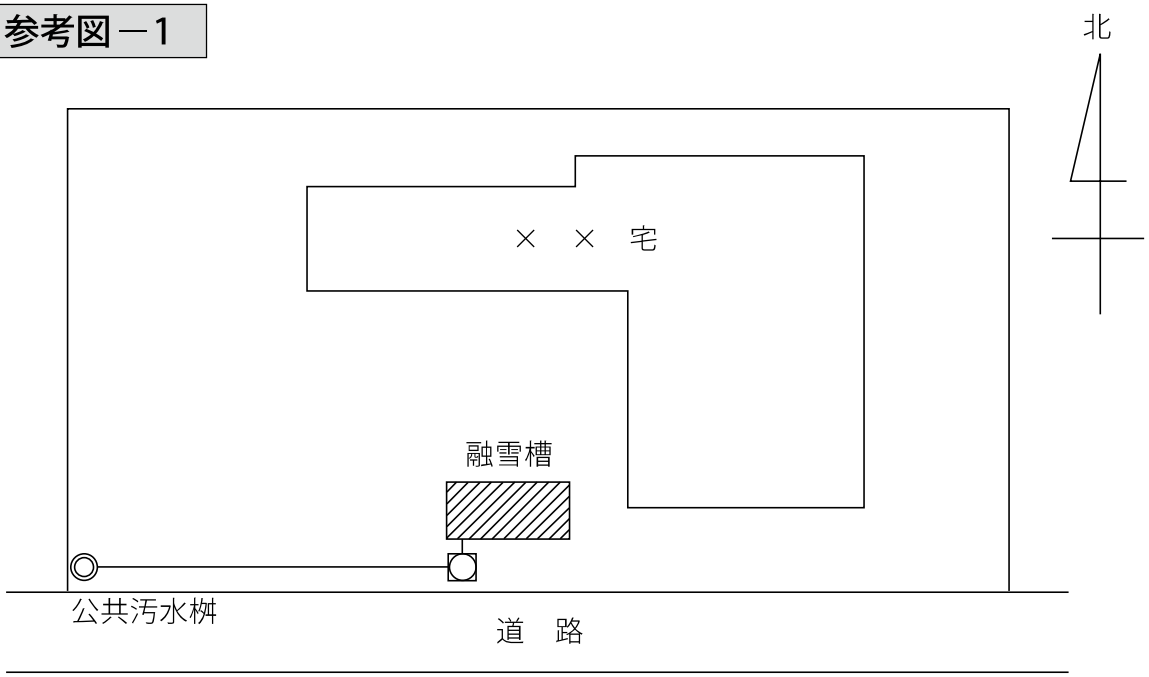


《ロードヒーティング設置工事参考図》

**参考図－2**

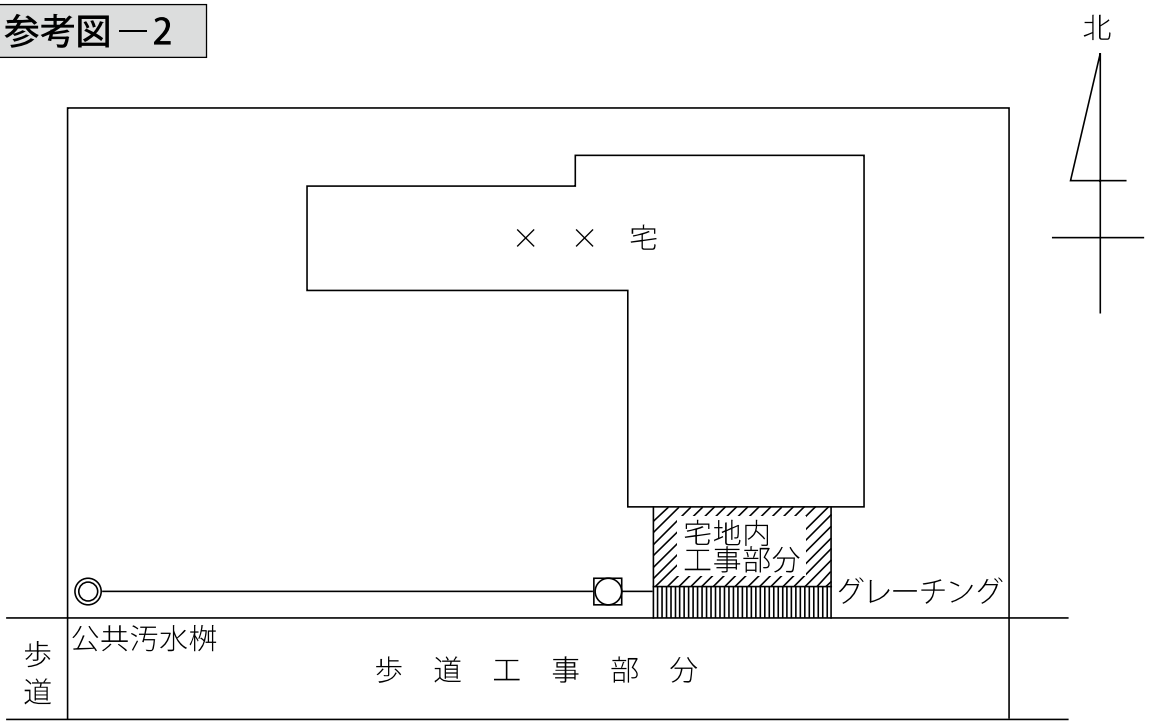


※歩道部分は融資から除外されます。

宅地内工事部分　○○㎡

歩道工事部分　　△△㎡

# 融資申し込みから融資までの流れ（個人）

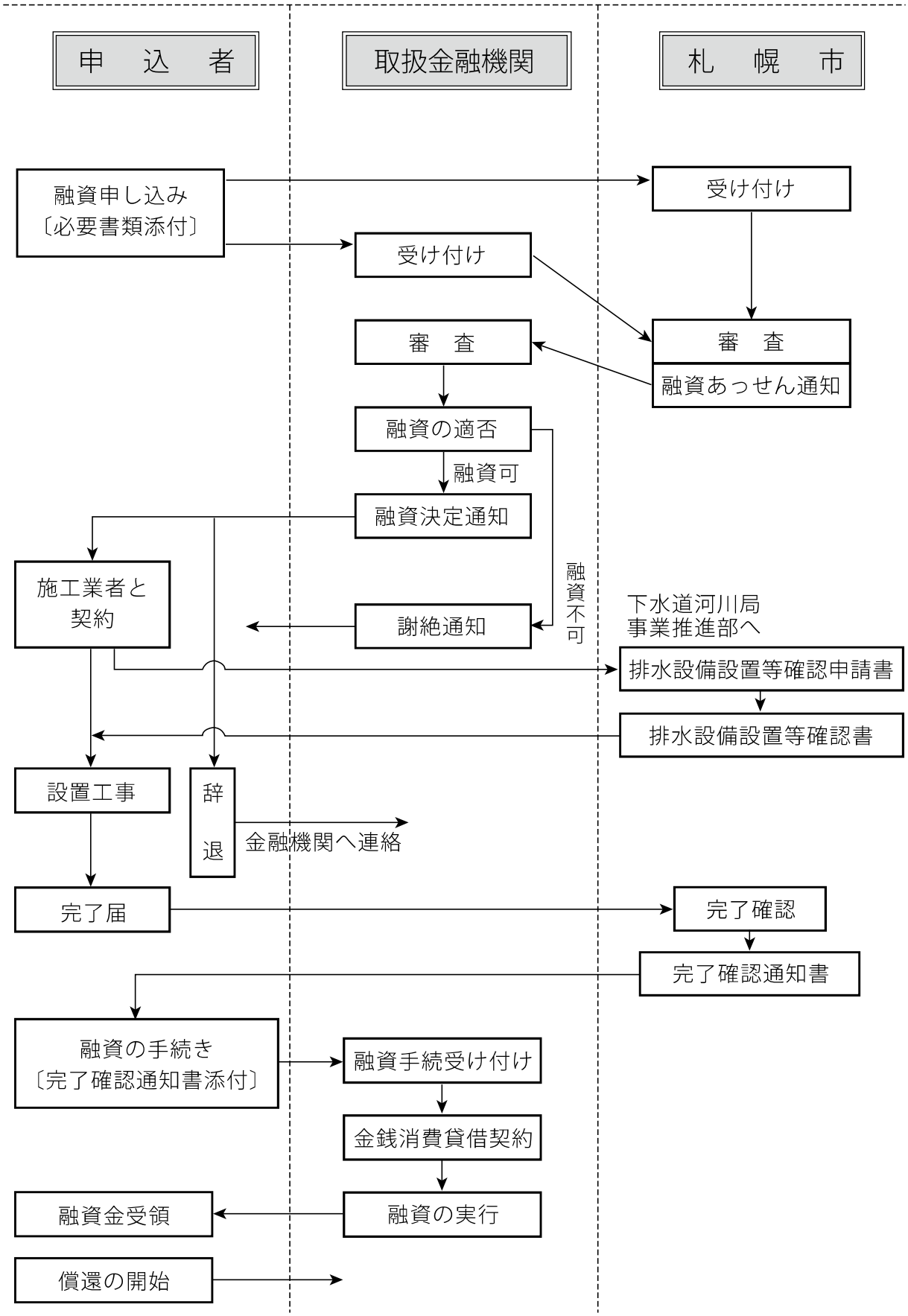

# 融資申し込みから融資までの流れ（法人）

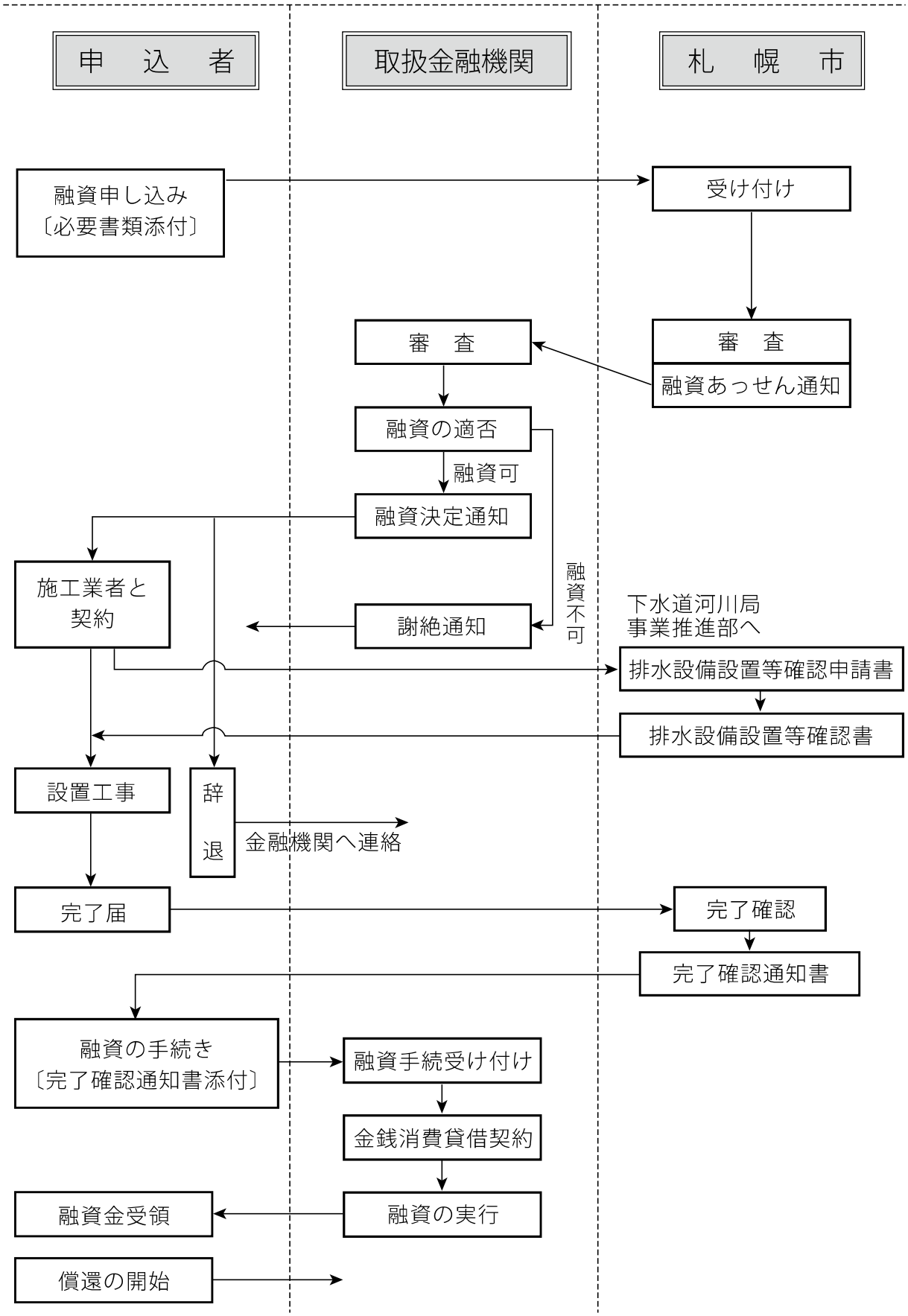

切り取り線

切り取り線

切り取り線

| 受付番号 | 支店 | No. |
|---|---|---|

# 融資あっせん申込書（個人）

年　月　日

札　幌　市　長　様

札幌市融雪施設設置資金融資あっせん要綱第８条の規定により、関係書類を添えて融資あっせんを申し込みます。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 住所 | 札幌市　区 | | 電話番号 | － |
| 2 | 氏名 | | 生年月日 | 昭和<br>平成 | 年　月　日（満　歳） |
| 3 | 設置予定機種など<br>※該当する箇所を○で囲んでください。 | 埋設型融雪槽・埋設型融雪機（下水道に接続・地下浸透・その他）<br>※　設置する融雪槽・融雪機の機種を記入してください。<br>（メーカー名　　型式　　） | | | |
| | | ロードヒーティング（下水道に接続・地下浸透・その他）<br>・宅地内のみ（　　㎡）<br>・歩道も含む（宅地内工事面積　　㎡・歩道工事面積　　㎡・合計工事面積　　㎡） | | | |
| 4 | 融資あっせん申込額 | （工事施工に必要な額で上限300万円まで）<br>**万円** | 償還期間 | **２年・３年・４年・５年** | 見積書の額　（消費税を含む）<br>円 |
| | | ※　ロードヒーティングで歩道も含んで施工する場合<br>見積書の額×宅地内工事面積／合計工事面積 | | | |
| 5 | 設置場所 | 札幌市　区 | | | |
| | | ※　設置場所と申請者の住所が異なる場合は、具体的な設置場所をご記入ください。<br>【　自宅・店舗（事務所）・賃貸住宅・その他　】 | | | |
| 6 | 設置完了予定日 | 年　月　日 | | | |
| 7 | 希望取り扱い金融機関名 | | 支店名 | 支店 | |
| 8 | 土地所有者との関係 | ・申込者本人 | ・申込者以外<br>（右の欄にご記入ください。） | 土地所有者 氏名 | |
| | | | | 住所 | |
| | | | | 土地所有者との関係<br>（記入例：父親、大家等） | |

| | | 添付書類確認欄 | | 添付書類 |
|---|---|---|---|---|
| 9 | 札幌市が融資あっせんに必要な書類 | 1 | | 設置予定機種の工事見積書 |
| | | 2 | | 設置図。ロードヒーティングで歩道部分も含んで施工する場合は宅地内部分と歩道部分の施工面積が記入されている図面 |
| | | 3 | | 住民票 |
| | 金融機関の融資に必要な書類 | 4 | | 所得証明、源泉徴収票、確定申告書（写し）等 |
| | | 5 | | 本人確認資料（本人の写真が貼付されているもの、運転免許証等） |
| | | 6 | | 勤続年数確認証（在職証明書等） |
| | | 7 | | 印鑑（口座登録に使用している印鑑） |
| | | 8 | | その他金融機関が必要とする書類 |

| 金融機関取扱担当氏名 | | 書類発送月日 | 月　日 |
|---|---|---|---|

・虚偽の申請が判明した場合は、融資額（札幌市負担利子相当額含む）を一括返戻していただきます。
・申請は、同一工事に対して１回限りです。
・この申請書の他、金融機関のローン申込書、その他の書類が必要となる場合があります。

| 受付確認欄 | 受　付　印 |
|---|---|
| | |

切り取り線

# 融資あっせん申込書（法人）

年　　月　　日

札　幌　市　長　様

札幌市融雪施設設置資金融資あっせん要綱第８条の規定により、関係書類を添えて融資あっせんを申し込みます。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 住　　所 | 札幌市　　区 | 電話番号 | ー |
| 2 | ふりがな<br>企　業　名 | | 資本金<br>業　種 | 円<br>業 |
| | ふりがな<br>代表者氏名 | | 創　業<br>（法人設立） | 年　月　日<br>（　年　月　日） |
| 3 | 設置予定機種など<br>※該当する箇所を○で囲んでください。 | 埋設型融雪槽 ・ 埋設型融雪機（ 下水道に接続 ・ 地下浸透 ・ その他 ）<br>※　設置する融雪槽・融雪機の機種を記入してください。<br>（メーカー名　　型式　　） | | |
| | | ロードヒーティング（ 下水道に接続 ・ 地下浸透 ・ その他 ）<br>・ 宅地内のみ（　　㎡）<br>・ 歩道も含む（宅地内工事面積　　㎡・歩道工事面積　　㎡・合計工事面積　　㎡） | | |
| 4 | 融資あっせん申込額 | （工事施工に必要な額で上限300万円まで）<br>万円<br>※　ロードヒーティングで歩道も含んで施工する場合<br>見積書の額×宅地内工事面積／合計工事面積 | 償還期間<br>２年・３年・４年・５年 | 見積書の額<br>（消費税を含む）<br>円 |
| 5 | 設　置　場　所 | 札幌市　　区<br>※　設置場所と申請者の住所が異なる場合は、具体的な設置場所をご記入ください。<br>（例　○○支店駐車場） | | |
| 6 | 設置完了予定日 | 年　　月　　日 | | |
| 7 | 希望取り扱い金融機関名 | | 支店名 | 支店 |
| 8 | 土地所有者との関係 | ・申込者本人 | ・申込者以外（右の欄にご記入ください。） | 土地所有者　氏名<br>住所 |

| 9 | 添付書類確認欄 | | 添　付　書　類 |
|---|---|---|---|
| | 1 | | 設置予定機種の工事見積書 |
| | 2 | | 設置図。ロードヒーティングで歩道部分も含んで施工する場合は敷地内部分と歩道部分の施工面積が記入されている図面 |
| | 3 | | 住民票（代表者の方のみ） |
| | 4 | | 法人市民税の納税証明書 |
| | 5 | | 定款（写し） |
| | 6 | | 現在事項全部証明書 |
| | 7 | | 許認可などの写し（許認可が必要な事業の場合） |
| | 8 | | 設置場所等の写真等（申請場所と設置場所が異なる場合必要） |

| 金融機関へ発送月日 | 月　　日 | 受付確認欄 | 受　付　印 |
|---|---|---|---|
| ・虚偽の申請が判明した場合は、融資額（札幌市負担利子相当額含む）を一括返戻していただきます。<br>・申請は、同一工事に対して１回限りです。<br>・この申請書の他、金融機関のローン申込書、その他の書類が必要となる場合があります。 | | | |

切り取り線

（第５号様式）

# 完　了　届　出　書

年　　月　　日

札　幌　市　長　様

| | | |
|---|---|---|
| 施工主 | 住　　所 | 札幌市　　区 |
| | 氏　　名 | |
| | 電　　話 | ☎　　－ |
| 施工業者 | 住　　所 | |
| | 会 社 名 | |
| | 電　　話 | ☎　　－ |
| | 担 当 者 | |

融雪施設の設置工事が完了しましたので届出します。

記

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| １ | 完了年月日 | 年　　月　　日 | | |
| ２ | 設置機種 | 融雪槽・融雪機・ロードヒーティング | 融資申込額 | 万円 |

３　添付書類

（１）　施工前、施工中、施工後が確認できる写真

（２）　排水設備設置等確認書の写 ・・・・・・ 公共下水道を利用する場合は、必要となります。

（３）　設置工事にともない施工業者が発行する請求書（本書）・・・・・・札幌市が確認後、お返しいたします。

※　施工完了後２週間以内に提出してください。

提出がない場合は、融資が実行されない場合もありますのでご了承ください。

※　完了届出書は、本市雪対策室計画課へ提出してください(郵送可)。

# メ　　モ

あっせん申込に当たっての必要事項のメモとして
お使いください。

| | |
|---|---|
| 融雪槽（機）・ロードヒーティングの施工業者名 | |
| 見積額 | |
| 融資申込額 | |
| 融資金融機関名 | |
| 申込年月日 | |
| 施工予定日 | |
| その他 | |

## 融雪槽・融雪機をお選びいただく際に

融雪槽や融雪機は便利さだけではなく安全性にも注意してお選びください。

○防護枠など投雪口に人が転落するのを防ぐ構造になっていますか。また、万一転落した場合にやけどをしない構造になっていますか。
○排ガスが住宅に流入しない構造になっていますか。
○異常燃焼や爆発のおそれがない構造になっていますか。
○過熱防止や漏電防止装置が付いていますか。
◎騒音等により近隣に迷惑をかけないよう、使用時間、設置場所等を配慮してください。

---


お問い合わせ先

札幌市建設局雪対策室計画課

〒060-8611　札幌市中央区北 1 条西 2 丁目市役所本庁舎 8 階北側

☎ 211-2682　FAX 218-5141


---

SAPPORO


さっぽろ市
01-K03-26-178
R8-1-35